

## 鳥取県が示した数値

### 資料5

#### 国保事業費納付金等の算定に係る試算状況について（平成31年度 確定計数）

	被保険者数	医療費指数	納付金額	標準保険料率の算定 に必要な保険料総額	1人当たり保険料額
米子市	28,771	1.0196	3,883,943,398円	3,480,913,725円	121,200円

※標準保険料率の算定に必要な保険料総額は、納付金額から公費を引いた上で、3年平均の収納率で割り戻している。  
標準保険料率の算定に必要な保険料総額は、保険基盤安定（保険料軽減分）、一般会計からの法定外繰入、基金繰入、前年度繰越金を反映させる前の額である。

#### 市町村標準保険料率

		所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
	医療分	7.80%	0%	31,487円	20,891円
米子市	支援金分	2.81%	0%	11,227円	7,449円
	介護分	2.52%	0%	13,349円	6,734円

## ◎平成 31 年度の保険料率決定についての考え方

県から、標準保険料率の算定に必要な保険料総額として、① 3,480,913,725 円が示された。  
 この額は、実際に本市が県に納付する額ではなく、納付する額を集めるために本市の過去 3 年間の平均  
 収納率から計算した料率決定の目安とするための額である。

そのため、実際に保険料として集める額は

$$\begin{aligned} & \textcircled{1} \quad 3,480,913,725 \text{ 円} \div 100 \times \textcircled{2} \quad 90.06 - \textcircled{3} \quad 582,764,517 \text{ 円} \\ & - \textcircled{4} \quad 120,000,000 = 2,432,146,383 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。

- ※① 3,480,913,724 円は県から示された標準保険料率の算定に必要な保険料総額  
 ② 90.06 は、過去 3 年間の平均収納率  
 ③ 582,764,517 円は県から示された基盤安定繰入金の額  
 ④ 独自歳入見込額（繰入金保険者支援分及び特別調整交付金の増額分等）

以上から、保険料率は 2,432,146,383 円を収納できる料率に設定する必要がある。

## 保険料率を据え置いた場合の平成31年度の収納見込み額

※① ※②  
 2, 639, 147, 409円 × 92.6% = 2, 443, 850, 500円

※① 2, 639, 147, 409円は、平成31年度当初の調定額。

平成30年度当初の調定額に被保険者数の増減を考慮したもの。

② 92.6%は、平成29年度の収納率(91.51%)から、毎年0.5ポイントずつ2年間で1.0ポイント上昇すると見込んでいるが、退職区分からの移行を加味し92.6%とした。

2, 443, 850, 500円 > 2, 432, 146, 383円

## 参考

平成29年度現年度収納額 2, 550, 765, 516円  
 平成30年度現年度収納見込額 2, 498, 752, 253円

## 保険料率

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	7.83%	16.4%	23,600円	23,200円
支援金分	2.30%	9.6%	8,000円	7,500円
介護分	2.29%	9.6%	9,500円	5,100円

## (国民健康保険料における資産割廃止についての検討資料)

## 1 資産割を採用している理由

- 資産を有する＝資力がある
- 保険料収入を見込むときに所得割と比較して安定している

## 2 資産割の課題

- 固定資産は必ずしも収益性があるとは言えない
- 他の保険者とのバランス = 後期高齢者医療保険等、他の社会保険では採用していない
- 固定資産税と二重課税であるという批判がある
- 固定資産以外の資産(金融資産)との不公平感がある
- 米子市外に所有する固定資産は対象とならない。
- 未相続の固定資産税(相続人代表)は対象とならない  
(県内統一の保険料とする場合の障害となる)

## 3 全国の賦課方式

総務省HP「市町村課税状況等の調」より

	4方式	3方式	2方式	合計
H27年度	1,125	551	65	1,741
H28年度	1,097	577	67	1,741
H29年度	1,066	601	74	1,741
構成比	61%	35%	4%	
年間増減	-31	24	7	

今後、広域化に併せ、3方式を採用する市町村が増えると思われる。

## 4 鳥取県内市町村の賦課方式(平成30年度)

17市町村が4方式、鳥取市、境港市が平成30年度より3方式  
広域化に併せ、1町が3方式に向けて検討中

## 5 平成30年度当初調定での賦課内訳 (単位:千円)

	基礎	後期	介護	合計
調定総額	1,878,660	615,575	214,405	2,708,640
内資産割額	138,040	80,802	22,245	241,087

## 6 資産割を廃止した場合の保険料総額の確保について

(1) 賦課総額の1割にあたる 241,087 千円を他の区分で補う必要がある

(2) 賦課割合は、右のように標準割合が  
決められていたが、広域化に伴い廃  
止される。

所得割	資産割	均等割	平等割
40	10	35	15

(3) 応益割(均等割・平等割)に対し、低所得者は法定軽減の対象となる

## 凡例

基礎:基礎賦課額 (医療分)  
後期:後期高齢者支援金等賦課額  
介護:介護納付金賦課額 (40歳から64歳が対象)

## (4) 平成30年度の保険料率等

	基礎		後期		介護		合計	
所得割率	7.83%		2.30%		2.29%		12.42%	
資産割率	16.40%		9.60%		9.60%		35.60%	
均等割額	23,600円		8,000円		9,500円		41,100円	
平等割額	23,200円		7,500円		5,100円		35,800円	
限度額	54万円		19万円		16万円		89万円	

## (5) 参考例

平成30年度当初調定で試算した。資産割総額を他の区分で補うべき料率等を被保険者数、所得総額等で割戻しているため、限度超過額を加味していない。

表中左欄は現行保険料率等からの増減額・率を記載している。

## ① 全てを所得割で補う場合

	基礎		後期		介護		合計	
所得割率	0.87%	8.70%	0.51%	2.81%	0.36%	2.65%	1.74%	14.16%
資産割率	-16.40%	0.00%	-9.60%	0.00%	-9.60%	0.00%	-35.60%	0.00%
均等割額	0円	23,600円	0円	8,000円	0円	9,500円	0円	41,100円
平等割額	0円	23,200円	0円	7,500円	0円	5,100円	0円	35,800円

## ② 応益割を6%相当引上げ、残りを所得割で補う場合

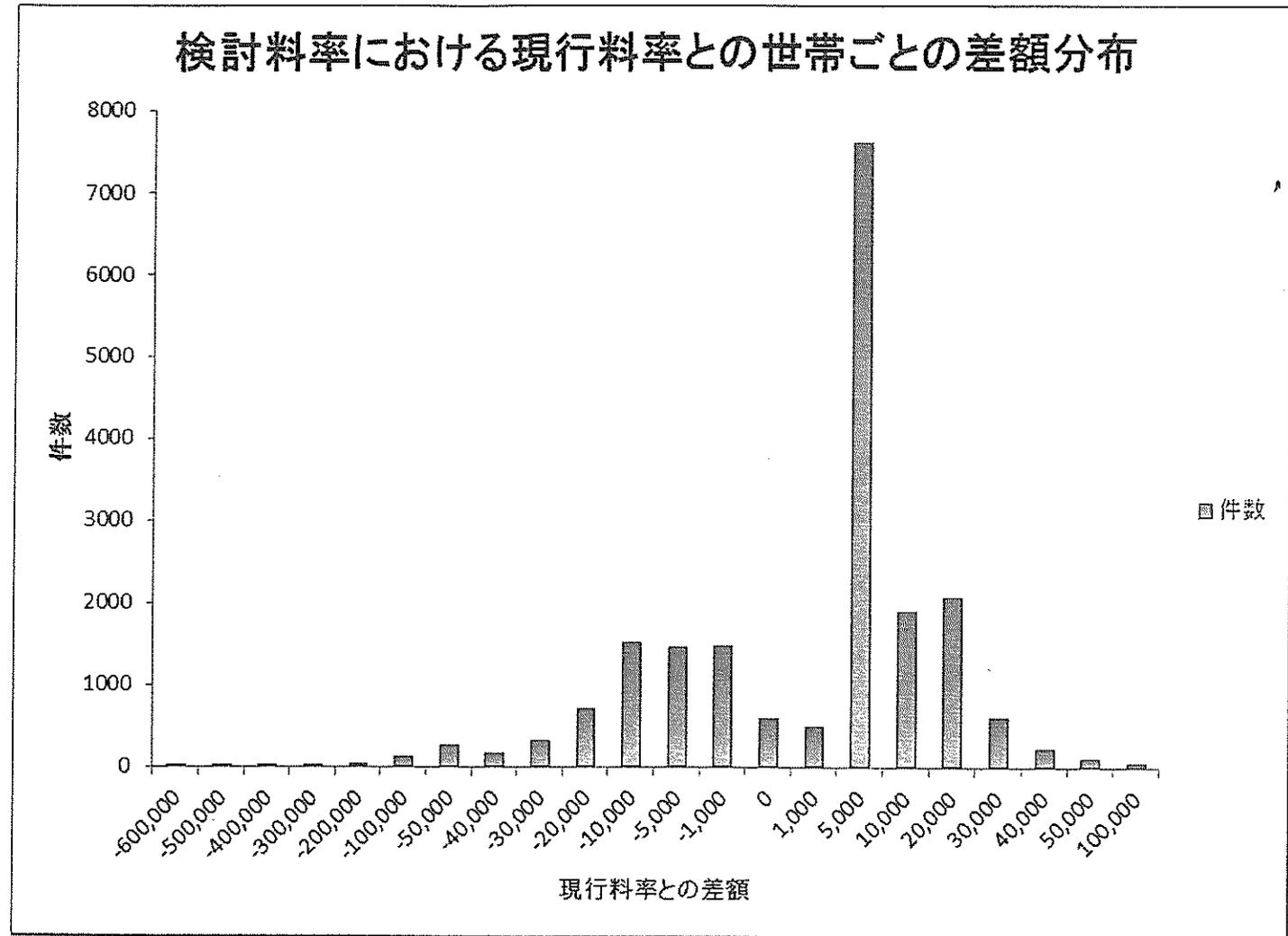
	基礎		後期		介護		合計	
所得割率	0.42%	8.25%	0.35%	2.65%	0.23%	2.52%	1.00%	13.42%
資産割率	-16.40%	0.00%	-9.60%	0.00%	-9.60%	0.00%	-35.60%	0.00%
均等割額	1,400円	25,000円	500円	8,500円	600円	10,100円	2,500円	43,600円
平等割額	1,400円	24,600円	500円	8,000円	300円	5,400円	2,200円	38,000円

## ③ 応益割を8%相当引上げ、残りを所得割で補う場合

	基礎		後期		介護		合計	
所得割率	0.25%	8.08%	0.32%	2.62%	0.18%	2.47%	0.75%	13.17%
資産割率	-16.40%	0.00%	-9.60%	0.00%	-9.60%	0.00%	-35.60%	0.00%
均等割額	1,900円	25,500円	600円	8,600円	800円	10,300円	3,300円	44,400円
平等割額	1,900円	25,100円	600円	8,100円	400円	5,500円	2,900円	38,700円

世帯ごとの保険料率変更時の差額分布 (応益割を6%相当引上げ、残りを所得割で補う場合)

現行料率との差額	件数
-600,000	1
-500,000	1
-400,000	7
-300,000	12
-200,000	38
-100,000	117
-50,000	264
-40,000	156
-30,000	311
-20,000	710
-10,000	1519
-5,000	1459
-1,000	1471
0	589
1,000	487
5,000	7601
10,000	1895
20,000	2069
30,000	602
40,000	217
50,000	100
100,000	49



19,675件 ⇒ 保険料増額 13,020件 (66.2%)  
 保険料減額 6,655件 (33.8%)